

イベント開催制限のあり方について

9月11日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会での「イベント開催制限のあり方について」の議論について、マスコミ各紙で報道されているところ、9月19日以降のイベント開催の制限について、9月11日付けで国から方針が示され、また、今後神奈川県からも何らかの方針が示されることが見込まれている。

本市が主催するイベント等の開催及び市民利用施設の利用については、令和2年5月25日の対策本部会議において、「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について」によりお諮りしたところであるが、今後政府及び神奈川県の方針が示された際には、本市においても原則としてこれらに従い、次の点に留意して、利用基準の緩和等を行っていくものとする。

【留意事項】

- ・ 国は9月19日からの緩和を行うが、各施設においては必要な感染防止対策の担保等、再開への準備期間等必要な期間が見込まれ、国又は神奈川県の示す日からの再開が困難である場合も考えられることから、基準緩和の時期については、必要最低限の期間を踏まえ、条例所管部署又は施設所管部署と各施設で協議のうえ判断していくものとする。
- ・ 国又は神奈川県の基準緩和日と、各施設で判断した基準緩和日が相違する場合には、施設利用者に対して丁寧な説明を行うこと。
- ・ 各施設の利用状況に応じ、引き続き利用制限が必要なイベント類型及び政府の示す必要な感染防止対策の担保の周知徹底を図るとともに、主催者に十分に説明を行うこと。
- ・ 各施設の判断により対応可能な内容については柔軟に対応していくこと。(例：感染防止対策の担保された状況での、当日券の追加販売の可否判断等)